

定 款

一般社団法人愛知県現任保育士研修運営協議会

一般社団法人 愛知県現任保育士研修運営協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 愛知県現任保育士研修運営協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県豊明市栄町武侍48番地に置く。

(目的)

第3条 当法人は、現任保育士研修を通じ保育士の資質並びに保育の質向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国又は地方公共団体が委託する現任保育士研修の企画実施
- (2) 現任保育士研修に関する調査・研究
- (3) 前各号に掲げる事業付帯又は保育士研修に関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって公告することができない場合は、愛知県内において発行する中日新聞に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は保育士養成校
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 社員総会で推薦のあった、当法人に功労のあった個人又は団体

(入会)

第7条 当法人の目的に賛同し、正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 保育士養成校については、指定保育士養成施設でなくなった場合。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会できる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を棄損し、当法人の目的に反する行為をし、会員として義務に反するなど除名すべき正当な事由があるときは、「一般法人法」第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各年度事業計画及び決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 正会員の5分の1以上から社員総会開催の要請があった場合、会長は社員総会を招集しなければならない。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第18条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長、2名以内を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、理事は当法人の業務を執行する。

3 理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 会長、理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものにする定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第41条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	石黒 宣俊
設立時理事	新海 英行
設立時理事	矢藤誠慈郎

設立時理事	鈴木 恒一
設立時理事	亀谷 和史
設立時理事	菊地 伸二
設立時理事	田中 義和
設立時理事	村上 浩美
設立時理事	那須野康成
設立時理事	柴田 昇
設立時理事	岡林 恭子
設立時理事	遠山 佳治
設立時理事	加藤 義信
設立時理事	武藤 久枝
設立時代表理事	石黒 宣俊
設立時監事	佐野真一郎

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	式庄 憲二
	2	豊田麻友美

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、愛知県現任保育士研修運営協議会設立のため、設立時社員式庄憲二、同豊田麻友美の定款作成代理人である司法書士河野健治は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成27年2月28日

設立時社員	式庄 憲二
設立時社員	豊田麻友美

上記設立時社員の定款作成代理人
名古屋市西区那古野一丁目13番1号
司法書士 河野 健治